

令和2年6月8日

魚沼市議会議長 遠藤 徳 一 様

議会運営委員会
委員長 佐藤 肇

議会運営委員会調査報告書

本委員会は、所管事務について下記のとおり調査したので、魚沼市議会会議規則第110条の規定により報告します。

記

- 1 調査事件名 (1) 令和2年第2回魚沼市議会定例会について
(2) 閉会中の所管事務調査について
(3) 議員派遣について
(4) その他

- 2 調査の経過 6月8日、委員会を開催し、上記案件について協議した。
令和2年第2回魚沼市議会定例会の付議事件及びその取扱い等については、別紙「令和2年第2回魚沼市議会定例会付議事件一覧」のとおりとすることとした。
また、急施事件については、定例会開会日前日までに受理した請願及び陳情は、議長において取扱いを決することとし、その他の事件は議会運営委員会に諮ることとした。
閉会中の所管事務調査については、これを行うこととした。
議員派遣については、これを了承した。
その他で、議員表彰の伝達について協議した。また、今後の議会報告会について、実行委員会で検討することとした。

議会運営委員会会議録

1 調査事件

(1) 令和2年第2回魚沼市議会定例会について

(2) 閉会中の所管事務調査について

(3) 議員派遣について

(4) その他

・ 議員表彰の伝達について

・ 議会報告会について

2 日 時 令和2年6月8日 午前10時

3 場 所 本庁舎3階 委員会室

4 出席委員 大桃俊彦、大平恭児、佐藤敏雄、渡辺一美、佐藤 肇、高野甲子雄、
本田 篤、(遠藤徳一議長)

5 欠席委員 なし

6 説明員 佐藤市長、森山総務政策部長、大塚総務政策部副部長

7 書記 佐藤議会事務局長、磯部議会事務局次長

8 経 過

開 会 (10:00)

佐藤(肇)委員長 定足数に達していますので、ただいまから議会運営委員会を開会します。
これより議事に入ります。

(1) 令和2年第2回魚沼市議会定例会について

佐藤(肇)委員長 日程第1、令和2年第2回魚沼市議会定例会についてを議題とします。

(1)付議事件について、執行部から説明をお願いします。

佐藤市長 34件の議案についてご審議願います。詳細につきましては、担当から説明させて
いただきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

大塚総務政策部副部長 それでは、付議事件一覧に基づき説明を申し上げます。

事件番号1番、令和2年度魚沼市一般会計補正予算第3号は、新型コロナウイルス感染症対策関連経費として、プレミアム付商品券の発行、児童扶養手当の上乗せ支給や公共工事の追加などのほか、当初予算で計上しきれなかった、あるいは新たに対応しなければな

らなくなった案件に係る所要予算額の追加や財源の調整等、予算の補正をお願いするものであります。

森山総務政策部長　　続きまして、事件番号2番、魚沼市奨学基金条例の一部改正については、民法の改正により法定利率が改正されたことに伴い、延滞金利率について所要の改正を行うものであります。

事件番号3番、魚沼市体育施設条例の一部改正については、市の体育施設のうち、広神プールを廃止するため、所要の改正を行うものであります。

事件番号4番、魚沼市ふるさと回帰育英基金条例の制定については、先の臨時議会において報告をさせていただきましたが、昨年度末に匿名を希望される方からいただいた7,500万円のご寄附について、ご本人様の「市内の将来ある若い世代のためなどに活用してほしい」との希望を形にするため、学業意欲が高くかつ将来魚沼市で就業する意思のある若者に対し支援を行うため、基金を設置する条例を制定するものであります。

事件番号5番、魚沼市税条例の一部改正については、地方税法の改正による軽量な葉巻たばこの課税方式の見直しに伴い、たばこ税について所要の改正を行うものであります。

事件番号6番、魚沼市手数料徴収条例の一部改正については、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律、いわゆるデジタル手続法等の改正に伴い、手数料の種類等について所要の改正を行うものであります。

事件番号7番、魚沼市高齢者住宅整備資金貸付条例等の一部改正については、民法の改正により法定利率が改正されたことに伴い、魚沼市高齢者住宅整備資金貸付条例、魚沼市障害者住宅整備資金貸付条例及び魚沼市医師等修学資金貸与条例における延滞金利率等について所要の改正を行うものであります。

事件番号8番、魚沼市営住宅条例等の一部改正については、民法の改正により法定利率が改正されたことに伴い、魚沼市営住宅条例、魚沼市有住宅条例及び魚沼市営特定公共賃貸住宅条例における家賃等の滞納金利息の利率等について所要の改正を行うものであります。

大塚総務政策部副部長　　事件番号9番、広神中学校体育館改修工事請負契約の締結について、及び10番、四日町排水ポンプ場土木工事請負契約の締結についてであります。これらにつきましては、仮契約を締結した2件の工事請負契約の締結について、地方自治法第96条第1項第5号及び魚沼市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、それぞれ議会の議決をお願いするものであります。

次に、事件番号11番、財産（高規格救急自動車）の取得についてから、14番、財産（除雪ドーザ）の取得についてまでの4件についてであります。これらにつきましては、仮契約を締結しました高規格救急自動車1台、消防団用消防ポンプ自動車1台、ロータリ除雪車1台及び除雪ドーザ1台の購入について、地方自治法第96条第1項第8号及び魚沼市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、それぞれ議会の議決をお願いするものでございます。

森山総務政策部長　　続きまして、事件番号15番、人権擁護委員候補者の推薦については、令和2年9月30日をもって1名の方の任期が満了となることから、その後任の方の推薦について、議会の意見を求めるものであります。

事件番号 16 番から 34 番までの農業委員会委員の任命については、現在の魚沼市農業委員会委員の任期が本年 7 月 23 日までとなっており、新たに農業委員を改選するにあたり、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により、19 名の委員の任命について、議会の同意を求めるものであります。

大塚総務政策副部長　　続きまして、報告案件についてであります。

初めに、報告事件番号 1 番、令和元年度魚沼市一般会計継続費繰越計算書についてありますが、地方自治法第 212 条の規定に基づき、年割額に係る歳出予算の経費の金額のうち、令和元年度内に支出が終わらなかった繰越額につきまして、同法施行令第 145 条第 1 項の規定により報告するものであります。

次に、事件番号 2 番、令和元年度魚沼市一般会計繰越明許費繰越計算書についてであります。本年 2 月の第 1 回定例会で議決をいただきました繰越明許費予算と、5 月 28 日の臨時会で承認をいただきました 3 月 31 日付けの専決処分により追加した繰越明許費予算のうち、令和元年度内に支出が終わらなかったもので、令和 2 年度に繰り越した繰越額について、地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定に基づき報告するものであります。

次に、事件番号 3 番、令和元年度魚沼市一般会計事故繰越し繰越計算書についてであります。平成 30 年度から令和元年度の 2 か年の継続費として実施を予定していた防災行政無線等整備事業につきまして、令和元年度内に支出が終わらなかったため、令和 2 年度に繰り越した繰越額について、地方自治法施行令第 150 条第 3 項の規定に基づき報告するものでございます。

次に、事件番号 4 番から 6 番及び追加予定分の事件番号 1 番から 3 番についてであります。これらにつきましては、魚沼市が資本金等の 50% 以上を出資しております法人及び同じく 50% 以上の債務を負担している法人につきまして、地方自治法第 243 条の 3 第 2 項の規定に基づき、それぞれの経営状況を報告するものであります。このうち、4 番の一般財団法人魚沼農耕舎の経営状況についてから、6 番の株式会社深雪の里の経営状況についてまでの 3 件につきましては、今定例会の初日に報告するものであります。

次に、追加分の 1 番、有限会社ゆきくらフーズの経営状況についてから、同じく 3 番、一般財団法人魚沼市医療公社の経営状況についてまでの 3 件につきましては、各法人の令和元年度決算を審議する総会等の日程の関係上から、今定例会の最終日の報告とさせていただきます。

なお、これらのほかに、長岡地域土地開発公社を含む 5 件の報告対象法人がございまして、いずれも、各法人の総会等の日程の関係上から、次の議会での報告を予定しておりますので、よろしく願いいたします。

佐藤（肇）委員長　　説明が終わりましたので、ただいま説明のあった付議事件について質疑を行います。質疑はありますか。（なし）なければ、これで質疑を終わります。ただいま説明のあった市長提出事件については、これを受けることにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。（異議なし）異議なしと認めます。よって、市長提出事件については受けることに決定いたしました。

次に、議長提出・受付事件について説明を求めます。

佐藤議会事務局長　　（資料「令和 2 年第 2 回魚沼市議会定例会付議事件一覧（案）」により説明）

佐藤（肇）委員長　ただいま説明のあった議長提出・受付事件について質疑はありませんか。（なし）質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。よって、議長提出・受付事件については、これを受けることにしたいと思います。ご異議ありませんか。（異議なし）異議なしと認めます。したがって、議長提出・受付事件については受けることに決定いたしました。

次に、（２）付議事件の取扱いについて、ご審議願います。ア、イについて議会事務局長に説明を求めます。

佐藤議会事務局長　（資料「令和２年第２回魚沼市議会定例会付議事件一覧（案）」の取扱（案）について説明）

佐藤（肇）委員長　ただいまの説明に質疑はありませんか。

高野委員　議員報酬という大事な条例であるのに、委員会でしっかりと議論しないで、その日のうちに採決して問題ないのか。

佐藤議会事務局長　委員会には付託されるので、問題ありません。

高野委員　議員報酬といえば市民の関心も高い。通常のやり方が市民にも分かりやすいのではないかと思われるので、いつもの取扱いでやるべきと思う。

本田委員　今のことに重ねて質疑しますが、議員報酬の条例であれば、総務文教委員会に付託するのではないかと考えますが、なぜ議会運営委員会に付託となっているのでしょうか。

佐藤議会事務局長　議員定数や議員報酬など議員に係る条例は、法令により議会運営委員会の所管となっているためです。

渡辺委員　議員報酬は過去にも発議があったと思いますが、そのときの取扱いはどのようにされていたのでしょうか。

佐藤議会事務局長　これまでは、会期の途中で発議が提出されたため、最終日に提案、即決となっていました。

佐藤（肇）委員長　ほかに質疑はありませんか。（なし）なければ、質疑を終結します。付議事件の取扱いについては、事務局長の説明のとおり取扱いでよろしいでしょうか。（異議なし）異議なしと認め、そのように決定しました。

次に、ウの急施事件の取扱いについて、議会事務局長に説明を求めます。

佐藤議会事務局長　急施事件の取扱いについては、定例会開会日前日までに受理した請願、陳情は、議長において取扱いを決することとし、その他の事件については議長、委員長が協議し、議会運営委員会で取扱いを決定することとしたいというものでございます。

佐藤（肇）委員長　これから質疑を行います。質疑はございませんか。（なし）質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。急施事件の取扱いについては、定例会開会日前日までに受理した請願、陳情は議長において取扱いを決定することとし、その他の事件については議長、委員長が協議し、議会運営委員会で決定することでご異議ありませんか。（異議なし）異議なしと認め、そのように決定いたしました。

（２）閉会中の所管事務調査について

佐藤（肇）委員長　日程第２、閉会中の所管事務調査についてを議題とします。お諮りします。本委員会が閉会中に所管事務調査を行うことについて、議長宛て申し出したいと思

ます。ご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。したがって、閉会中の所管事務調査については、議長宛て申し出を行うことに決定をいたしました。

(3) 議員派遣について

佐藤(肇)委員長 日程第3、議員派遣についてを議題とします。お手元の配付資料のとおり、7月10日の湯沢町・南魚沼市・魚沼市議会議員協議会評議員会への参加については議員派遣とすることとし、最終日に議長発議とすることでご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、本件については、閉会中に議員派遣を議長発議により行うことに決定いたしました。

(4) その他

・議員表彰の伝達について

佐藤(肇)委員長 日程第4、その他を議題とします。

最初に、議員表彰の伝達等について協議願います。このたび議員表彰を受けられた方は、議員として10年以上その職にあった者として、渡辺一美議員、関矢孝夫議員、高野甲子雄議員、岡部計夫議員、遠藤徳一議員及び私が、全国表彰及び北信越表彰のいずれも在職10年以上表彰を受賞されました。その伝達を本会議最終日の7月3日に行いたいと考えますが、この件について協議願います。ご意見はありませんか。(なし) 特にご意見がないようですので、市議会議長会の表彰伝達式を7月3日、最終日を行うことにご異議ありませんか。(異議なし) そのように決定いたしました。

委員の皆さんから、何かありませんか。

大平(恭)委員 傍聴のあり方について、この議会ではどのようにするお考えでしょうか。

佐藤議会事務局長 コロナ対策としては、席を離す。消毒液を設置する。3階ロビー及び1階ロビーに設置したモニターでの中継によって、議会の様子を見ることができるようになる予定です。

大平(恭)委員 人数制限をする予定ですか。

佐藤議会事務局長 椅子の数が決まっていますので、消極的な人数制限となります。

佐藤(肇)委員長 ほかにありませんか。(なし)

このあとの日程は、主に委員会内部の調整等になりますので、ここで執行部から報告、協議事項等があれば先に行い、なければこれで執行部からは退席願うことにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。それでは、執行部で協議、報告事項はありますか。

佐藤市長 ありません。

佐藤(肇)委員長 議員の皆様から執行部に対し何かありませんか。(なし) ないので、執行部からは退席いただきます。しばらくの間、休憩とします。

休 憩 (10:35)

執行部退席

再 開 (10 : 35)

佐藤（肇）委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。

・ 議会報告会について

佐藤（肇）委員長 次に、議会報告会についてご協議願います。春の議会報告会については、コロナの影響で中止となりました。次の報告会からは新たなやり方を検討することになっています。今後、議会報告会を実施するに当たってどのようにしていったらよいか、皆さんからご意見をいただきたいと思ひます。

本田委員 議会報告会をやらないわけにはいかないので、やると決めて、もしコロナの2波、3波が来たらすぐにやめるという選択でいいかと思ひます。やり方としては、小さな集会所に向いていく形で、議員の人数を2人から4人程度に減らして、4班体制などで行うなどが考えられると思ひます。いずれにしても、実行委員会で検討してはどうかと思ひます。

佐藤（肇）委員長 ここでしばらくの間、休憩とします。

休 憩 (10 : 37)

休憩中に懇談的に意見交換

再 開 (10 : 46)

佐藤（肇）委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。

ただいま休憩中に、今後の議会報告会について意見交換をいたしました。議会報告会については、実行委員会で検討することといたしました。

皆さんのほうで、その他協議事項等はありませんか。(なし) なければ、本日の会議録については委員長に一任を願ひます。議会運営委員会はこれで閉会します。

閉 会 (10 : 47)